

**改正**

平成12年3月29日規則第44号

平成13年3月30日規則第60号

平成15年4月25日規則第47号

平成17年3月31日規則第57号

平成18年3月31日規則第20号

平成20年11月25日規則第60号

平成23年3月31日規則第17号

平成24年3月30日規則第13号

平成26年3月31日規則第9号

平成27年3月31日規則第33号

平成28年12月28日規則第78号

令和3年3月26日規則第20号

令和3年6月8日規則第59号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書等)

**第2条** 条例第2条第1項の規則で定める申請書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 条例第2条第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

4 第1項の申請書に添付する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

5 条例第2条第4項の規則で定める補正書は、第1号様式の2によるものとする。

(公衆の縦覧)

**第3条** 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において行うものとする。

(設立登記完了届出書)

**第4条** 条例第3条の届出書の様式は、第2号様式によるものとする。

(役員変更等届出書)

**第5条** 条例第4条及び第20条の規則で定める届出書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは「届出の日」とする。

(定款変更認証申請書等)

**第6条** 条例第5条の申請書の様式は、第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(定款変更届出書)

**第7条** 条例第6条の規則で定める届出書は、第5号様式によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

**第8条** 法第29条の規定により提出する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

2 法第30条の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げるそれぞれの場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ副本1通を添えて提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出

	財産目録	
2 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

(事業報告書等の公開)

**第9条** 条例第8条の規定による閲覧又は謄写については、第3条の規定を準用する。

(解散認定申請書)

**第10条** 条例第9条の規則で定める申請書は、第6号様式によるものとする。

(解散届出書)

**第11条** 条例第10条第1項の規則で定める届出書は、第7号様式によるものとする。

(清算人就職届出書)

**第12条** 条例第10条第2項の規則で定める届出書は、第8号様式によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

**第13条** 条例第11条の規則で定める申請書は、第9号様式によるものとする。

(清算終了届出書)

**第14条** 条例第12条の規則で定める届出書は、第10号様式によるものとする。

(合併認証申請書等)

**第15条** 条例第13条第1項の申請書の様式は、第11号様式によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併登記完了届出書)

**第16条** 条例第15条の届出書の様式は、第12号様式によるものとする。

(検査職員の身分証明書)

**第17条** 条例第16条の職員の身分を示す証明書の様式は、第13号様式によるものとする。

(認定等申請書)

**第18条** 条例第17条及び第23条の規則で定める申請書は、第14号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号の書類については、副本1通を添えるものとする。

(認定更新申請書)

**第19条** 条例第18条の規則で定める申請書は、第15号様式によるものとする。

(定款変更提出書)

**第20条** 条例第19条第2項の規則で定める提出書は、第16号様式によるものとする。

(役員報酬規程等提出書)

**第21条** 条例第21条の規則で定める提出書は、第17号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

(助成金支給実績提出書)

**第22条** 条例第21条第2項の規則で定める提出書は、第18号様式によるものとする。

2 前項の提出書には、副本1通を添えるものとする。

(役員報酬規程等の公開)

**第23条** 条例第22条の規定による閲覧又は謄写については、第3条の規定を準用する。

(合併認定申請書)

**第24条** 条例第25条の規則で定める申請書は、第19号様式によるものとする。

(電磁的記録による作成)

**第25条** 条例第26条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

(電磁的記録による備置き)

**第26条** 条例第26条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による閲覧)

**第27条** 条例第26条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わな

ればならない。

**附 則**

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日規則第44号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月30日規則第60号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年4月25日規則第47号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日規則第57号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年11月25日規則第60号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日規則第13号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年12月28日規則第78号）

この規則は、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第59号）の施行の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規則第20号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月8日規則第59号）

この規則は、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年沖縄県条例第9号）の施行の日（令和3年6月9日）から施行する。

第1号様式（第2条関係）

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所又は居所  
氏 名  
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(裏)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
  - (1) 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
  - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
  - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
  - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
  - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
  - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
  - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
  - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
  - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
  - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）〔2部〕

補 正 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所又は居所

代表者氏名

電話番号

年 月 日に申請した [ 補正する書類の種類 ] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「1 補正の内容」には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 以下の書類において補正を行う場合には、補正後の書類各2部を添付すること。
  - (1) 定款（法第10条第1項第1号）
  - (2) 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）
  - (3) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）
  - (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
  - (5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け  
出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録（法第13条第2項）を添付すること。

第3号様式（第5条及び第20条関係）

役員変更等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所	報酬を受ける 予定の有・無
				有・無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付すること。
  - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを当該各役員が誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
  - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）
- 7 変更後の役員名簿については、2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部とする。）。

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
  - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
  - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
  - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔2部〕
- 5 法第52条3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、法第44条第2項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類の写し及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに法第44条第2項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
  - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - (ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - (イ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - b 役員等との取引
    - (ウ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - (エ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
    - (オ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - (カ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号及び第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する書類の写し

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり  
特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ①の部分には、解散事由の区分に応じ該当する号（1、2、4又は6）を記入すること。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人就任届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

清 算 結 了 届 出 書

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称

代表者氏名

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1  ① 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(裏)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 

①
---

の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 3 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 4 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
  - (2) 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
  - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
  - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
  - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
  - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
  - (8) 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）〔2部〕

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録（法第13条第2項）を添付すること。

(表)

	第 号
特定非営利活動促進法第41条第3項の規定による職員の証	
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             印           </div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             (写 真)           </div>	<p style="text-align: center;">立 入 検 査 証</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">沖縄県知事 印</p>

(裏)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項の規定により特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

**第41条** 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

認定（特例認定）申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地		電話番号 FAX番号
	フリガナ		
	申請者の名称		
	フリガナ		
	代表者氏名		
	設立年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	
	認定(特例認定)取消の有無 (認定(特例認定)取消日)	有・無 ( 年 月 日)	
事業年度	月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 特例認定	
特定非営利活動促進法（第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定 第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人としての特例認定）を受け たいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
(その他の参考事項)			

備考

- 1 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間を実績判定期間とする。
- 2 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。
- 3 申請書には「認定（特例認定）申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。

認 定 更 新 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地		電話番号 FAX番号	
	フリガナ			
	申請者の名称			
	フリガナ			
	代表者氏名			
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	パブリックサポートテスト要件	
	認定の有効期間の満了日の 6 月 前 の 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の 3 月 前 の 日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日			
特定非営利活動促進法第51条第3項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けた いので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職	
(その他の参考事項)				

備考

- 1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間という。）に更新の申請をしなければならない。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除く。）は、改めて認定の申請を行うこと。
- 2 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。
- 3 申請書には「認定（特例認定）申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除く。）。

第16号様式（第20条関係）

認定特定非営利活動法人（特例認定  
特定非営利活動法人）定款変更提出書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号	
	従たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号	
	フ リ ガ ナ 法 人 名		
	フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名		
	認定（特例認定）の有効期間	自	年 月 日
		至	年 月 日
<p>特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。</p>			
定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議事録の謄本</li> <li>・変更後の定款</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

第17号様式（第21条関係）

認定特定非営利活動法人（特例認定特定  
非営利活動法人）役員報酬規程等提出書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地		電話番号 FAX番号	
	フリガナ 名称			
	フリガナ 代表者氏名			
	認定（特例認定）の有効期間		事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。				
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	(4) 役員等に対する報酬又は給与の状況 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給（イを除く。） イ 給与を得た職員の総数及び総額	チェック欄	
提出しない場合		(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）		(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）				
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）		3 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		認定基準等チェック表（第3表） ※「ロ」の欄の記載は、必要ありません。		
(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等との取引		「役員の状況」第3表付表1 監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2		
(3) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶		認定基準等チェック表（第4表）（初葉）		
		認定基準等チェック表（第5表）		
		認定基準等チェック表（第7表）		

者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	欠格事由チェック表
	/

第18号様式（第22条関係）

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）助成金支給実績提出書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	認定（特例認定）年月日	年 月 日
認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 FAX番号	
	フリガナ		
	申請者の名称		
	フリガナ		
	代表者氏名		
	認定（特例認定）年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		
<input type="checkbox"/> 法第63条第2項申請			
特定非営利活動促進法第63条〔第1項・第2項〕の合併の認定を受けたいので、申請します。			
法人名	主たる事務所所在地	現に行っている事業の概要	
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話番号 FAX番号		
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話番号 FAX番号		
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話番号 FAX番号		
(その他の参考事項)			

備考

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出すること。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間とする。
- 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更等を予定している場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載すること。
- 合併によって消滅する法人が複数ある場合には、欄を追加し、記載すること。
- 申請書には「合併の認定申請書の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付すること。